

保証否認上告審決定（最高裁平成17年12月16日決定）

要旨 本件上告を棄却する

本件を上告審として受理しない。

消費者法ニュース65号判例速報 No 951で紹介した東京高裁平成17年8月10日判決の上告審決定です。

上告棄却理由は、「民事訴訟法312条1項、2項に規定する事由に該当しない。

」 上告不受理の理由については、「民事訴訟法318条1項により受理すべきものとは認められない」と非常の簡単なものでした。

東京高裁判決は、「保証契約時に主たる債務者が破綻状態にないことは、保証しようとする者の動機として、一般的に、黙示的に表示されている」の判示について、上告人側は、そのような一般論を認めれば、動機の表示が不要になり、主たる債務者の弁済資力等についての動機の表示が必要であると認めた大審院判決（昭和12年12月28日判決）に違反するなど主張して、判例違反であると詳細な上告受理理由書にて主張していました。

しかし、最高裁は、かかる上告理由について不受理として、東京高裁判決には、判例違反がないと判断しています。

これは、動機の錯誤における動機は、表示を要するとするのが確立した判例であり、表示は「黙示の表示でたりる」とする最高裁判例（平成元年9月14日判決民集判タ714号）があり、黙示の表示があるか否かは事実認定ですので、原審判決は、従来最高裁判決になんら違反するものではないことを示しています。

黙示の表示があるか否かは、事実認定の問題ですが、保証契約時に主たる債務者が破綻状態にないことは、保証しようとする者の動機として、一般的に、黙示的に表示されているという東京高裁の指針が維持されたことは、大きな前進であり、今後は、同種の事件を積み重ねていくことが大切だと思います。

岡島順治